

会社法の下での事業報告

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 14

【要約】

2006年5月に施行された会社法の下では、旧来の「営業報告書」は新たな「事業報告」として整理し直されている。

それに伴い、「事業報告」の記載内容についても、旧来の「営業報告書」から変更されている。

例えば、買収防衛策や社外取締役・監査役の詳細についても事業報告で開示することが求められる。

【目次】

はじめに.....	1
「事業報告」とは.....	2
公開会社の開示事項.....	3
買収防衛策に関する開示.....	5
社外役員に関する開示.....	7
会計監査人に関する開示.....	10

．はじめに

2006年5月に施行された会社法及びその関連法令の下では、旧来の「営業報告書」は新たな「事業報告」として整理し直されている。

また、2006年12月22日に公布された「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成18年法務省令第87号）で、その内容の一部が改正されている（施行は2007年1月20日）。

上場会社の多数を占める3月決算会社の場合、経過措置の関係で、2007年3月期分から、会社法に基づく新しい「事業報告」が作成されることとなる¹。

本稿では、会社法に基づく新しい「事業報告」の概要を解説する。

¹ 会社法に基づく「事業報告」の作成が義務付けられるのは、会社法の施行日（2006年5月1日）以後に終了する事業年度からである（会社法整備法99）。ただし、社外役員、内部統制システム、買収防衛策など記載事項の一部については、経過措置により、施行後最初に到来する事業年度についての「事業報告」で、かつ、施行後最初に開催する株主総会に報告すべきものについては適用しない（つまり、記載は不要）とされている（会社法施行規則附則6）。



．「事業報告」とは

1．会社法における「事業報告」

会社法における「事業報告」とは、旧商法の下での「営業報告書」に相当する開示書類である。

旧来の「営業報告書」は、計算書類の一つと位置づけられていたが、会社法の下での「事業報告」は、計算に関連するものではないことから、計算書類とは別のものと位置づけられている（会社法 435）。

2．「事業報告」の基本的な記載内容

会社法施行規則では、事業報告の基本的な記載内容として、次の2点を掲げている（会社法施行規則 118）。

会社の状況に関する重要な事項（ 1 ）

「業務の適正を確保するための体制」（ 2 ）の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

- （ 1 ）計算書類、附属明細書、連結計算書の内容となる事項を除く。
- （ 2 ）厳密には、「（会社法）第 348 条第 3 項第四号、第 362 条第 4 項第六号並びに第 416 条第 1 項第一号口及びホに規定する体制」と定められている。

は、改正前の商法施行規則の旧来の営業報告書についての規定、特に旧「小株式会社（いわゆる小会社）」や旧「有限会社」についての規定（旧商法施行規則 103 ）と同様の表現を用いている。従って、基本的には旧来の営業報告書についての考え方を参考として記載内容を判断するものと考えられる²。

は、会社法の下で大会社や委員会設置会社に対して策定が義務付けられる「内部統制システムの基本方針」の概要を「事業報告」で開示することを求めたものである。なお、大会社や委員会設置会社に該当しない会社が、自主的に「内部統制システムの基本方針」の決定・決議を行った場合も、その概要を開示することとされている。

記載すべき事項は、「決定又は決議の内容の概要」とされている。従って、決議内容を全文掲載する必要はなく、その概要を記載すればよいと考えられている³。

先行事例を見ると、「平成 年 月 日開催の取締役会において下記のとおり決定しました」と、詳細な内容を記載している例がある一方で、単に「 年 月 日付にて東京証券取引所に開示しております」とだけ記載している例も見受けられる⁴。

これらの は、「事業報告」の基本的・一般的な開示事項を示したものである。「事業報告」の開示事項の細目について、会社法施行規則は、会社の機関設計や株式の譲渡制限の有無などに応じて、 以下に示すような詳細な規定を設けている。

² 郡谷大輔（前法務省民事局付）『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006年）p.231。

³ 下山祐樹（全国株懇連合会理事）「会社法に対応した全株懇モデルの解説〔下〕」、『商事法務 No.1789』（2007年1月25日）p33。なお、日本経団連による事業報告雛型も参照。

⁴ 12月総会会社の事例につき、『資料版/商事法務』（2007年1月号）pp.134-148を参照。

．公開会社の開示事項

会社法施行規則に基づいて、公開会社⁵が「事業報告」で開示すべき事項をまとめると、次の表ようになる（会社法施行規則 119～123）。

公開会社の「事業報告」の記載事項

事項	項目
1．株式会社の現況に関する事項 (1) (2)	事業年度末における主要な事業内容
	事業年度末における主要な営業所・工場・使用人の状況
	事業年度末において主要な借入先があるときは、その借入先、借入額
	その事業年度における事業の経過、成果
	その事業年度における次の事項（重要なものに限る）
	イ 資金調達
	ロ 設備投資
	ハ 事業の譲渡、吸収分割、新設分割
	ニ 他社（外国会社を含む）の事業の譲受け
	ホ 吸収合併（ 3 ）・吸収分割による他社の事業に関する権利義務の承継
ヘ 他社（外国会社を含む）の株式その他の持分、新株予約権等の取得・処分	
2．株式会社の会社役員に関する事項 (5) (6)	直前三事業年度（ 4 ）の財産・損益の状況
	重要な親会社・子会社の状況
	対処すべき課題
	上記 ～ のほか、会社の現況に関する重要な事項
	氏名（ 7 ）
	地位、担当
	他の法人等の代表者等であるときは、その重要な事実
	その事業年度についての取締役、会計参与、監査役、執行役ごとの報酬等の総額（ 8 ）
	その事業年度について、各会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めているときは、その方針の決定方法・その方針の内容の概要（ 9 ）
	その事業年度中に辞任・解任された会社役員（株主総会・種類株主総会決議による解任を除く）がある場合は次の事項
イ 氏名（ 7 ）	
ロ 会計参与・監査役が、株主総会において辞任・解任について意見を述べるときはその内容	
ハ 会計参与・監査役が、辞任後最初の株主総会で辞任理由を述べるときはその内容	
会社役員（会計参与を除く）の重要な兼職の状況（前記を除く）	
監査役・監査委員が財務・会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実	
前記 ～ のほか、会社役員（その事業年度末日後に就任した者を含む）に関する重要な事項	
3．株式会社の株式に関する事項	事業年度末において発行済株式総数（自己株式を除く）の10%以上を保有する株主の氏名・名称、保有株式数（ 10 ）
	前記 のほか、株式に関する重要な事項

⁵ 会社法上は、「公開会社」とは、発行する株式の全部又は一部について定款で譲渡制限を課していない会社を意味している（会25）。

4. 株式会社の新株予約権等（ 11 ）に関する事項	事業年度末において会社役員が新株予約権等（ 12 ）を保有する場合は、次のイ～ハの区分ごとの新株予約権等の内容の概要、新株予約権等を有する者の人数 イ 取締役（社外取締役を除き、執行役を含む） ロ 社外取締役（ 13 ） ハ 取締役（執行役を含む）以外の会社役員
	事業年度中に次のイ、ロの者に交付した新株予約権等（ 12 ）があるときは、イ、ロの区分ごとの新株予約権等の内容の概要、交付した者の人数 イ 使用人（会社役員を兼ねている者を除く） ロ 子会社の役員・使用人（その会社の会社役員・使用人を兼ねている者を除く）
	前記 のほか、新株予約権等に関する重要な事項

- (1) 事業が2以上の部門に分かれている場合は、部門別に区別することが困難であるときを除き、部門別に区別された事項。
- (2) 連結計算書類を作成している場合は、その会社と子会社からなる企業集団の現況に関する事項とすることができる。
- (3) 会社以外の者との合併（合併後、事業報告の作成会社が存続するものに限る）を含む。
- (4) 事業年度末時点で三事業年度が終了していない会社の場合は、成立後の各事業年度。
- (5) 直前の定時株主総会終結日の翌日以降に在任していた者であって、その事業年度の末日までに退任した者も含む。
- (6) 「会社役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役をいう（会社法施行規則2 四）。
- (7) 会計参与の場合は、氏名又は名称。
- (8) 役員の全部又は一部について個別の報酬等の額を開示する場合は、個別開示の対象となる役員の報酬等の額とその他の役員の報酬等の総額を開示する。
- (9) 委員会設置会社以外の会社は省略できる。
- (10) 種類株式発行会社の場合、株式の種類・種類ごとの数。
- (11) 「新株予約権等」とは、新株予約権その他その法人等に対して行使することにより、その法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利のこと（会社法施行規則2 十四）。
- (12) 職務執行の対価としてその会社が交付したものに限る。
- (13) その者が、次のいずれかに該当する場合に限る。
- 「特別取締役による取締役会の決議」の特例（会社法 373 二）の要件となる社外取締役である。
 - 委員会設置会社の委員会（会社法 400 ）で過半数を占めるべき社外取締役である。
 - 責任の一部免除（会社法 425 一八）、責任限定契約（会社法 427 ）の適用を受ける社外取締役である。
 - 社外取締役であるものとして、計算関係書類、事業報告、株主総会参考書類その他の法令等の規定に基づき作成する資料に表示している。

基本的には、旧来の営業報告書の記載内容を踏まえたものとなっているが、例えば、次のような相違点も見受けられる。

項目	会社法施行規則	旧商法施行規則（ 1 ）
役員の重要な兼職状況	事業報告で開示（121 三、七）	附属明細書で開示（108 五）
役員報酬等の総額	原則、全公開会社（121 四）	責任一部免除等に関する定款規定を設けている会社のみ（103 十）。 それ以外の会社は附属明細書で開示（107 十一）
辞任・解任監査役の意見など	事業報告で開示（121 六）	開示なし なお、株主総会参考書類での開示はあり（13 一）

監査役（監査委員）の財務・会計に関する知見	開示あり（121 八）	開示なし
大株主の開示	10%以上の保有者が対象（122 一）	上位 7 名以上が対象（103 七）
自己株式に関する開示	開示なし（ 2 ）	開示あり（103 九）
ストック・オプションの付与者の開示	氏名の個別開示なし（ 3 ）	有利発行を受けた新株予約権につき、一定の者を除き、氏名の個別開示あり（103 二）

- (1) 基本的に、旧小会社以外の株式会社を前提にしている。
- (2) 別途作成される株主資本等変動計算書などで自己株式に関する開示が行われるため、事業報告の開示対象からは除外されたものと考えられる⁶（会社計算規則 127 など参照）。なお、経過措置として、旧商法（211 ノ 3 二）に基づき（定款授權による）取締役会決議による自己株式取得を行った場合は、「（その他の）株式に関する重要事項」として、その種類・数・取得価額の総額・取得理由を事業報告に記載することとされている（会社法施行規則附則 8）。
- (3) 旧来の有利発行された新株予約権の個別開示というスタンスから、（有利発行が否かを問わず）職務執行の対価として交付された新株予約権等を、カテゴリー別に内容の概要と人数を開示するというスタンスに変更されている⁷。なお、ストック・オプションについては、「役員報酬等」としての開示も求められる⁸。

・買収防衛策に関する開示

1. 「事業報告」における買収防衛策の開示

会社法施行規則は、会社が「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針）を定めている場合には、その内容を「事業報告」で開示することを義務付けている（会社法施行規則 127）。

これは要するに、「事業報告」における買収防衛策の開示を義務付けるものと説明されている。

取締役会設置会社の場合、「事業報告」は定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対して提供することが義務付けられている（会社法 437）。つまり、株主は、会社から提供された「事業報告」に記載・記録されたその会社の買収防衛策の内容を吟味した上で、例えば、取締役の選任に賛成するかどうかを判断できるという訳である。

逆に、そもそも買収防衛策（あるいはその前提となる基本方針）を導入していない企業の場合は、特に何も記載する必要はないと考えられている⁹。

なお、先行事例の中には、「事業報告」に項目は設けた上で「特に定めておりません」「特記すべき事項はありません」などと記載している例もある¹⁰。

⁶ 郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006 年）p.490。

⁷ 相澤哲（法務省大臣官房参事官）・葉玉匡美（法務省民事局付検事）・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006 年）p.444。

⁸ 郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006 年）p.238。

⁹ 下山祐樹「会社法に対応した全株懇モデルの解説〔下〕」、『商事法務 No.1789』（2007 年 1 月 25 日）p33。日本経団連による事業報告雛型も参照。なお、

¹⁰ 12 月総会会社の事例につき、『資料版 / 商事法務』（2007 年 1 月号）pp.62-113 を参照

2. 開示項目

具体的な、買収防衛策（基本方針）に関する開示項目は次の通りである。

基本方針の内容

次に掲げる取組みの具体的な内容

- イ 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
- ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記の取組みが、次のイ～八の要件に該当することについての取締役（会）の判断とその理由（ ）

- イ 上記の取組みが基本方針に沿うものであること
- ロ 上記の取組みが会社の価値、株主の利益を損なうものではないこと
- ハ 上記の取組みが会社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

（ ）理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。

(1)基本方針の内容

「基本方針の内容」は、買収防衛策そのものではなく、その前提となる基本的な考え方や基本的な対処方針を記載するものと考えられている。

具体的な内容や記載方法には、特別な規制や定型がある訳ではないが、例えば、次のような事項が考えられると説明されることが多い¹¹。

会社設立の背景

中長期的視点に基づいた会社の経営方針

上場していることの意義

株主構成についての考え方

買収に対する賛否の判断基準

会社の意思に反する買収が進行している場合に、株主の共同の利益を確保し、かつ、買収者の権利を不当に侵害しないようにするために配慮すべき事項及びその基本的な対応方針

(2)基本方針実現のための取組み

「取組みの具体的な内容」のイは、いわゆる買収防衛策ではなく、広い意味での企業価値向上の取組みを記載するものと説明されている。具体的には、遊休資産の活用、余剰現金の運用、企業グループの形成などが例示されることが多い¹²。

「取組みの具体的な内容」のロに、いわゆる事前警告型ポイズン・ピルなどの買収防衛策の具体的な内容が含まれることとなる。記載に当たっては、株主に対する影響、発動基準、解除方

¹¹ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）pp.453-454、郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006年）p.254。

¹² 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）p.454、郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006年）p.254。

法の有無などをわかりやすく記載する必要があると考えられている¹³。

加えて、いわゆるポイズン・ピルなどのような直接的な買収防衛策だけでなく、安定株主作りなどのような広義の買収防衛策的な取組みについても記載すべきとの指摘もある¹⁴。

実際、先行事例でも、直接的な買収防衛策は導入していないが、「安定的株式保有を前提とする」中核的な株主の存在とその詳細（継続保有契約など）について記載している例がある¹⁵。

(3)取組みについての取締役（会）の判断・理由

「取締役（会）の判断とその理由」は、買収防衛策の合理性に対する経営陣の評価と理由などを意味している、と考えられる。

つまり、導入した買収防衛策が、基本方針に沿ったもので、株主共同利益を損なわず、かつ、経営者の保身目的ではないという、取締役（会）の判断を明らかにして、その理由を開示しなければならないということである。

なお、理由の記載について、「理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く」とされている。これは、単に、形式的に社外取締役や社外監査役が存在するというのみを、取締役（会）の判断理由として挙げることは許されないという趣旨だと説明されている¹⁶。

・社外役員に関する開示

公開会社であり、かつ、社外役員を選任している場合には、これらの社外役員の詳細について「事業報告」で開示することが求められる（会社法施行規則 124）。

ここでいう社外役員とは、次の者を意味する（会社法施行規則 2 五）。

社外取締役又は社外監査役である。

かつ

その者が、次のイ～ハいずれかの要件に当てはまる。

- イ 次のいずれかに該当する社外取締役である。
 - a. 特別取締役による取締役会の決議の特例（会社法 373 二）の要件となる社外取締役。
 - b. 委員会設置会社の委員会（会社法 400 ）で過半数を占めるべき社外取締役。
 - c. 責任の一部免除（会社法 425 一八）・責任免除契約（会社法 427 ）の適用を受ける社外取締役。

¹³ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）p.454-455。

¹⁴ 郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006年）p.254。

¹⁵ 12月総会会社の事例につき、『資料版/商事法務』（2007年1月号）pp.62-113を参照。

¹⁶ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）p.455、郡谷大輔『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006年）p.255。

- 次のいずれかに該当する社外監査役である。
- a. 監査役会設置会社の監査役会(会社法 335)で半数以上を占めるべき社外監査役。
 - b. 責任免除契約(会社法 427)の適用を受ける社外監査役。
- ハ 社外取締役であるものとして、計算関係書類、事業報告、株主総会参考書類その他の法令等の規定に基づき作成する資料に表示している。

旧来の営業報告書では、こうした社外取締役や社外監査役について、一般の取締役や監査役と区別して、特別な情報開示を求めてはいなかった。

会社法の下での「事業報告」では、特に独立性に関連する事項を中心に、社外役員に関する詳細な開示が要求されている。具体的には、下記の事項の開示が求められている。

他社(1)の業務執行取締役・執行役・業務執行社員(2)・使用人である場合には、その事実、及びその会社と事業報告作成会社との関係(3)

他社の社外役員を兼任している場合は、その事実(3)

特定関係事業者(4)の業務執行取締役・執行役・業務執行社員(2)・使用人の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものであることを事業報告作成会社が知っているときは、その事実(3)

その事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む)

イ 取締役会(5)への出席状況

ロ 取締役会(5)における発言の状況

ハ その社外役員の意見により会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容(3)

ニ その事業年度中に、法令・定款違反事実その他不当な業務執行(6)が行われた事実(3)があるときは、各社外役員がその事実の発生の予防のために行った行為及びその事実の発生後の対応として行った行為の概要

責任限定契約を締結している場合には、その契約内容の概要(7)

社外役員のその事業年度の報酬等の総額(8)

その会社の親会社、兄弟会社(9)から役員報酬等を受けているときは、その報酬等の額(10)

上記 ~ の内容について、社外役員の意見があるときは、その意見

- (1) 外国会社を含む。
- (2) 法人が業務を執行する社員である場合には、会社法 598 条 1 項に基づきその業務を行うべき者(外国会社の場合、これらに相当する者)を含む。
- (3) 重要でないものを除く。
- (4) 特定関係事業者とは次のものをいう(会社法施行規則 2 十八)。
 - 親会社
 - 親会社の子会社(= 兄弟会社)
 - 関連会社
 - 主要取引先(法人以外の団体を含む)
- (5) 社外役員が次に掲げる者である場合は、次に掲げるものを含む。
 - 監査役会設置会社の社外監査役.....監査役会
 - 委員会設置会社の監査委員.....監査委員会
- (6) 社外監査役の場合は、不正な業務執行。
- (7) その契約によってその社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じてい

る場合は、その内容を含む。

- (8) 社外役員の全部又は一部について個別の報酬等の額を掲げることとしている場合は、個別開示対象者の報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額。
- (9) 親会社が会社形態でない場合における兄弟会社に相当するものを含む。
- (10) 社外役員であった期間に受けたものに限る。

内容は多岐に渡っているが、利害関係の有無の判断材料() など)や実際の活動状況() など重要な意味を持つ事項が盛り込まれている。

「活動状況」、特に「発言状況」は記載方法が難しい事項である。一般には、個別の発言内容まで記載する必要はないものと理解されている。また、発言回数などのような定量評価的記載に限らず、定性評価的な記述も許容されると考えられている¹⁷。

「活動状況」の開示についての先行事例としては、次のようなものが見受けられる¹⁸。

出席回数、出席率の具体的な数値を記載

- (例) 「出席回数 回、出席率 %」
- 「当期に開催した取締役会 回中 回、監査役会 回中 回に出席しました。」
- 「取締役会への出席率 %、監査役会への出席率 %であります。」

定性評価的な出席状況の記載

- (例) 「取締役会と監査役会の全てに出席している他、その他の重要会議にも出席」
- 「原則として月1回開催される定例取締役会と監査役会に出席」
- 「定期的で開催される取締役会及び監査役会に出席」
- 「監査役会および取締役会に十分に出席」

発言回数を記載

- (例) 「就任後の……(中略)……発言は 回です。」

定性評価的な発言状況の記載

- (例) 「主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。」
- 「主に公認会計士として財務・会計等の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。」
- 「主に (学識経験者、公認会計士、税理士……)としての専門的見地からの発言を行っております。」
- 「主に全体の事業計画の進捗状況を逐次把握し、早期実現に向けての的確な提言を行いました。」
- 「監査の方法その他の監査役職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。」
- 「議案の審議に必要な発言を適宜行いました。」
- 「公正な意見の表明を行いました。」

¹⁷ 下山祐樹「会社法に対応した全株懇モデルの解説〔下〕」、『商事法務 No.1789』(2007年1月25日) p31。

¹⁸ 12月総会会社の事例につき、『資料版/商事法務』(2007年1月号) pp.62-113を参照。

・会計監査人に関する開示

会計監査人設置会社の場合は、会計監査人の詳細について事業報告で開示することが求められる（会社法施行規則 126）。具体的には、次の事項の開示が求められる。

会計監査人の氏名・名称

会計監査人のその事業年度についての報酬等の額（ 1 ）

会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っている場合は、その非監査業務の内容（ 1 ）

会計監査人の解任・不再任の決定方針（ 1 ）

会計監査人が、現に受けている業務停止処分に関する事項

会計監査人が、過去 2 年間に受けた業務停止処分に関する事項のうち、事業報告作成会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

責任限定契約の内容（ 2 ）

事業報告作成会社が大会社の場合は次の事項

イ 事業報告作成会社又はその子会社が、会計監査人である公認会計士・監査法人に支払う金銭その他の財産上の利益の合計額

ロ その会計監査人以外の公認会計士・監査法人が重要な子会社の計算関係書類等を監査（ 3 ）している場合は、その事実

その事業年度中に辞任・解任された会計監査人（株主総会決議による解任を除く）がある場合は次の事項

イ 氏名又は名称

ロ 会社法 340 条 3 項の解任理由（心身故障により職務執行に支障など）があるときは、その理由

ハ 会計監査人が、株主総会において辞任・解任について意見を述べるときはその内容

ニ 会計監査人が、辞任後最初の株主総会において辞任理由を述べるときはその内容

取締役会限りで剰余金の配当等を決定できるとの定款規定（会社法 459 ）がある場合には、その定款授權に基づく剰余金の配当等の決定方針

（ 1 ） 公開会社のみが対象。

（ 2 ） その契約によってその会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その内容を含む。

（ 3 ） 会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る。

旧商法施行規則でも、旧商法特例法上の連結計算書類の作成義務が課される会社（要するに有価証券報告書の提出義務がある大会社（委員会等設置会社含む））について会計監査人の報酬などの開示義務が課されていた（旧商法施行規則 105）。

会社法施行規則では、会計監査人の解任・不再任の決定方針（ ）、業務停止処分歴（ ）、責任限定契約の内容（ ）など、従来よりも詳細な開示が「事業報告」で求められる。

このうち「会計監査人の解任・不再任の決定方針（ ）」とは、例えば、会計監査人が、どの程度の処分を受けた場合に、解任・不再任の議案を提出するかなどについての方針と説明され

ている¹⁹。

「会計監査人の解任・不再任の決定方針」の開示についての先事例としては、次のようなものが見受けられる²⁰。

法定の解任事由

- (例) 「会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合」
「会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合」

法令違反等

- (例) 「会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合」

監査業務への重大な支障

- (例) 「監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合」

継続監査年数

- (例) 「会計監査人の継続監査年数等を勘案」

また、定款授權により取締役会決議で剰余金の配当等が可能となっている会社の場合、剰余金の配当等の決定方針を「事業報告」に開示しなければならないとされている()。

旧商法特例法の下では、委員会等設置会社に限って、一定の要件の下で取締役会のみで配当等の決定を行うことが可能とされていた(旧商法特例法 21 の 31)。これが会社法の下で、委員会設置会社以外の会社であっても、取締役の任期が 1 年など一定の要件を満たせば、(定款授權に基づき)取締役会のみで配当等を決定できることになった。

これを受けて「事業報告」での(配当等の方針についての)開示のあり方も見直されたのである。

なお、旧商法施行規則において、委員会等設置会社に旧営業報告書での開示が要求されていたのは、配当等についての「中長期的な方針」であった(旧商法施行規則 141 一)。

これに対して、新しい会社法施行規則においては、(剰余金の配当等の)「中長期的な方針」だけでなく、「短期的な方針」も含めて開示すべきだと説明されている²¹。

¹⁹ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』(商事法務、2006年)p.451。

²⁰ 12月総会会社の事例につき、『資料版/商事法務』(2007年1月号)pp.62-113を参照。

²¹ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説 新・会社法』(商事法務、2006年)p.450。